

宮城県監査委員告示第 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第 1 2 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成 1 6 年 3 月 3 0 日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉
宮城県監査委員 中 沢 幸 男
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成 1 6 年 2 月 1 7 日

2 通知のあった日

知事	平成 1 6 年 3 月 1 日
知事	平成 1 6 年 3 月 2 日
知事	平成 1 6 年 3 月 1 1 日
知事	平成 1 6 年 3 月 1 2 日
知事	平成 1 6 年 3 月 1 5 日
知事	平成 1 6 年 3 月 1 7 日
公安委員会委員長	平成 1 6 年 3 月 9 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 財団法人 慶長遣欧使節船協会

イ 監査委員の報告の内容

- (イ) 予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。
- (ロ) 基本財産の運用に当たって必要な手続きがとられていないので改善する必要がある。

ロ 措置の内容

- (イ) 公益法人会計基準に則し適切な予算計上と予算に基づいた支出の徹底を図るよう指導した。
- (ロ) 基本財産の運用に当たっては、実態に則した規程の整備等を行い、適切な処理を行うよう指導した。

(2) 団体名 財団法人 宮城県国民年金福祉協会

(イ) 監査委員の報告の内容

計算書類の作成が適正に行われていないので改善する必要がある。

□ 措置の内容

会計処理体制を整備し，計算書類の作成を適正に行うよう指導した。

(3) 団体名 財団法人 宮城いきいき財団

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので，適切な予算執行に努める必要がある。

□ 措置の内容

予算書に基づいた適切な予算執行を行うよう指導した。

(4) 団体名 財団法人 宮城県腎臓協会

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので，適切な予算執行に努める必要がある。

□ 措置の内容

予算執行に当たっては，超過支出にならないよう留意するとともに，必要に応じ補正予算を編成する等の措置を講じるよう指導した。

(5) 団体名 財団法人 みやぎ産業交流センター

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので，適切な予算執行に努める必要がある。

□ 措置の内容

予算超過支出については，厳格な予算の執行管理とともに，必要に応じ補正予算の編成や予備費の充用など適切な措置を講じるよう指導した。

(6) 団体名 社団法人 宮城県農業公社

イ 監査委員の報告の内容

過年度未収金の収納促進と未収金の発生防止に努める必要がある。

□ 措置の内容

団体に未収金回収計画による収納促進対策及び具体的な発生防止対策を講じさせその状況を確認するとともに，必要に応じて適切な指導を行うことにした。

(7) 団体名 社団法人 宮城県林業公社

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので，適切な予算執行に努める必要がある。

□ 措置の内容

予算については適切な執行に努めるよう指導した。

(8) 団体名 財団法人 翠生農学振興会

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので，適切な予算執行に努める必要がある。

□ 措置の内容

今後，適正な予算編成及び予算執行に努めるとともに，平成16年度から支出予算において「予備費」を予算計上するよう指導した。

(9) 団体名 財団法人 仙台湾漁業振興基金

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

ロ 措置の内容

平成16年度予算を審議する理事会において、関係規程等を整備するとともに、適正な予算執行に努めるよう指導した。

(10) 団体名 財団法人 宮城県暴力団追放宮城県民会議

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

ロ 措置の内容

必要に応じ補正予算を編成するなど、適切な予算執行を行うよう指導した。